

介護職員等特定処遇改善加算等について

1、賃金改善について

処遇改善加算・処遇改善等加算を取得し、臨時職員の正職員化を進め、一部の介護職員の年収を440万円以上とした。

2、賃金改善以外の処遇改善に関する取り組み

(1) 資質の向上

- ① 島外で行われる初任者研修、実務者研修、喀痰吸引研修等の受講に際し、往復の日程を含めて特別休暇（有給）を付与している。
- ② 介護のスキル等に関し、毎月評価を行い本人にフィードバックしている。

(2) 労働環境・処遇の改善

- ① 仕事と子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、特養からデイサービスへの異動、シフトの配慮を行っている。
- ② 月1回の全体会議や部門会議を勤務にカウントし、職場内コミュニケーションの円滑化を図り、ケア内容の改善に努めている。
- ③ 残業時間をほぼ0に近づけるとともに、年次有給休暇は100%近く取得している。

(3) その他

- ① 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）の採用拡大を図るため、勤務シフトの配慮や短時間勤務制度の導入等を進めている。
- ② クージシーミー（公事清明祭）やウンナー（綱引き）等の地域行事への外出支援を通して交流を図っている。
- ③ 毎朝の朝会で経営理念の唱和し、共有を図っている。